

自動車防災情報

交通安全テスト

次の問は、運転者として知っておくべきこと、守らなければならないこと
安全運転の方法などについて述べています。
正しいものには○を、誤りには×をつけて下さい。（1問10点・計100点）

図1

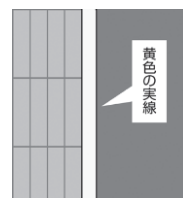


写真1



問1	自動車検査証に記載されている乗車定員や積載の制限は、少しでも超えてはいけない。
問2	時速30キロで走行するときと時速80キロで走行するときでは、時速80キロで走行するときの方が、物が見えにくくなる。
問3	図1の標示の箇所では、車は駐車も停車も禁止されている。
問4	運転免許停止処分を受けている人が、その停止期間中に運転した場合は、無免許運転になる。
問5	通学・通園バスが乗降するために停止していたので徐行した。
問6	走行中にスマートフォンや携帯電話を使ってはいけませんが、メールの送信やSNSの確認くらいであれば問題ない。
問7	写真1のスマートICでは、開閉バーの手前で一旦停止が必要である。
問8	車はすぐに止まれないため、いつでも停止距離を意識した安全速度で運転しなければならない。
問9	少量の飲酒であれば、直後に車を運転しても問題ない。
問10	四輪車のシートの背もたれの位置は、両手をハンドルにかけた際、肘がわずかに曲がる程度に合わせるとよい。

【出典：月刊自動車管理】

《答え》

- 問1 ○ そのとおり。【道交法第57条第1項】
 問2 ○ そのとおり。高速になると視力が低下し、とくに近くのものが見えにくくなります。【教則第4章第5節】
 問3 ○ そのとおり。
 問4 ○ そのとおり。【法第64条第1項】
 問5 ○ そのとおり。【法第71条第2号の3】
 問6 × 走行中は、メールの送受信や通知の確認でも、携帯やスマホを使用してはなりません。【法第71条第5号の5】
 問7 ○ そのとおり。
 問8 ○ そのとおり。【教則第5章第4節】
 問9 × たとえ少しの量であっても、飲酒後に運転してはいけません。【法第65条第1項】。
 問10 ○ そのとおり。【教則第5章第1節】